

令和八年六月二十五日

聖籠町農業委員会第二十六期

# 第十六回総会議事録

聖籠町農業委員会 第26期 第16回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第16回総会は、令和8年6月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 宮 下 吉 勝（会長） | 2 番 八 幡 裕（会長職務代理） |
| 3 番 神 田 勝（農地部長） | 4 番 宮 野 公 之（農政部長） |
| 5 番 齋 藤 睦 子     | 6 番 岩 渕 せ ん       |
| 7 番 長谷川 智 之     | 8 番 加 藤 孝 博       |
| 9 番 新 保 昭 治     | 10 番 齋 藤 直 樹      |
| 11 番 宇都宮 直 子    | 12 番 渡 邊 富 子      |
| 13 番 堀 常 正      |                   |

2 欠席委員 なし

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮 川 顕 次長 天 野 秀 一 主事 相 馬 宏 向

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第5 議案第3号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の公表について

## 5 会議の概要

議長           ただいまより、聖籠町農業委員会第26期第16回総会を開会します。  
最初に出席状況を報告します。ただいまの出席委員は13名、欠席委員はおりません。会議規則第7条の規定に基づき、会議は成立いたしました。  
（開 会 午後2時00分）

議長           日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。  
なお、説明者には次長、書記には主事を指名します。

議長           日程第2、会期の決定について、令和8年6月25日、本日1日限りとしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長           異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長           日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長           議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。  
番号107、申請地は、大字桃山字中ノ山〇〇〇です。  
地目は田と畑があり、面積は、田が1筆で1,660㎡、畑が3筆で2,855㎡、田と畑の合計で4,515㎡です。山倉の譲り渡し人から新潟市の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は6,883㎡です。

番号108、申請地は、大字蓮野字楮畑〇〇〇です。  
地目は畑であり、面積は312㎡です。燕市の譲り渡し人から二本松の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は628㎡です。

番号109、申請地は、大字道賀新田字庵浦中井戸島〇〇〇です。  
地目はいずれも畑であり、面積は3筆合計で4,218㎡です。東京都の譲り渡し人から道賀新田の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は56,320.1㎡です。

番号110、申請地は、大字蓮潟字居浦山〇〇〇です。  
地目は田であり、面積は1,276㎡です。蓮潟の譲り渡し人から蓮潟の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は513㎡です。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第1号 総合計

田 2筆 2,936.00㎡

畑 7筆 7,385.00㎡

計 9筆 10,321.00㎡

令和8年6月25日提出

聖籠町農業委員会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長           この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長       議案第１号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長           この件につきまして、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長           議案第１号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長           全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長           日程第４、議案第２号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、上程いたします。事務局説明願います。

次長           議案第２号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてご説明いたします。

このたび、中間管理権の設定につきまして、８２件の申し出がありました。農林公社が農地を借り入れるものが２５件、農林公社が借り入れた農地を耕作者へ転貸するものが５５件、農林公社が買い入れたものが１件、農林公社が売り渡したものが１件です。

農用地利用集積等促進計画につきましては、「町が計画を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当である」とされていることから、町から農業委員会に対して意見聴取の依頼を受けているところです。

議長           この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長       議案第２号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長           農政部長より補足説明がありました。  
この議案につきましては、会議規則第１１条議事参与に関する案件を先に審議いたします。

では、審議に入ります。９番委員に関する案件となります。９番委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いいたします。

番号３４１、３７３について質問や意見はありませんか。

(意見なしの声)

議長           番号３４１、３７３について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 続きまして、8番委員に関する案件となります。  
8番委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いいたします。  
番号342、347、350、359、361、374から375、382、  
409、413について質問や意見はありませんか。

(意見なしの声)

議長 番号342、347、350、359、361、374から375、382、  
409、413について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 続きまして、4番委員に関する案件となります。  
4番委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いいたします。  
番号356、491について質問や意見はありませんか。

(意見なしの声)

議長 番号356、491について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。  
以上で議事参与に関する案件が終了しました。  
ほかの案件について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

5番委員 360番や361番の地目に、田や畑ではない雑種地や他というのが載っているのはなぜでしょうか。

主事 地目が雑種地や他という土地は、蓮漕の基盤整備エリアに入っております。  
基盤整備を行う上で、中間管理機構に土地を預けることで地元負担を軽減させる目的から、こちらに載っています。

5番委員 それで、農地ではないけれど載っているということですね。

主事 そういうことになります。

議長 基盤整備エリアの中に入っているため、農地ではなくとも中間管理機構の貸し借りに載っているということになります。

5 番委員        わかりました。

議長            ほかにありませんか。

                  (意見なしの声)

議長            議案第 2 号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

                  (異議なしの声あり)

議長            全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長            日程第 5、議案第 3 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局説明願います。

次長            議案第 3 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

                  この件につきましては、令和 7 年度に行った活動実施状況等が報告されております。

                  なお、ご承認いただいた後は、ホームページで公表させていただく予定となっております。

                  議案第 3 号

                  令和 8 年 6 月 2 5 日提出

                  聖籠町農業委員長 宮下 吉勝 以上であります。

議長            この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長        議案第 3 号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長            この件につきまして、質疑・意見のある方の発言を求めます。

                  (質疑・意見なし)

議長            議案第 3 号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

                  (異議なしの声あり)

議長            全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長            以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

                  (閉会 午後 2 時 1 4 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和      年      月      日

聖籠町農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

聖籠町農業委員会

署 名 委 員 \_\_\_\_\_ (印)

署 名 委 員 \_\_\_\_\_ (印)